

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

令和6年度

三次市ひとり親世帯 生活応援金のご案内

三次市
独自事業

ひとり親世帯の支援のため、応援金を支給します！

1. 支給対象者

■以下の①～②のいずれかに該当する方

① 令和7年3月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、
令和7年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償
などが該当します。)

2. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

3. 応援金の支給手続き

■令和7年3月分の児童扶養手当受給者の方（①に該当する方）

- ▶ 応援金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **3月下旬頃**、児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 応援金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、応援金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（②に該当する方）

裏面をご確認ください →

3. 応援金の支給手続き

■ 公的年金等を受給していることにより、令和7年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（②に該当する方）

- ▶ 応援金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにご提出ください。申請内容を確認し、支給要件に該当する方に対して、指定口座に振り込みます

申請期間 3月3日（月）～4月30日（水）

申請必要書類

- ・ 申請者の戸籍謄本
- ・ 令和5年1月から12月に支払われた公的年金の額がわかる書類（支払通知書等）
- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- ・ 振込口座のわかる書類（通帳、キャッシュカードの写し※本人名義に限ります）

問い合わせ先

三次市役所 子育て支援部 こども家庭支援課
電話 0824-62-6148 FAX 0824-62-6300